

投機的資本家集団と銀行乗取

—— 芸備銀行株主総会紛糾事件を中心として ——

小 川 功

I はじめに

まず当該事件の背景を簡潔に示す昭和2年7月3日の地元『呉新聞』(以下 K と略)¹⁾記事を掲げる。「旭日生命の小口一味が広島某銀行乗取策 既に七万株を買収してゐた 不良保険会社退治で陰謀暴露 中央生命, 共同生命, 旭日生命の三保険会社を中心とする不良保険会社退治は佐藤重遠代議士の収容について旭日の社長小口今朝吉氏の強制処分による収容によって一進展を見たが, 更に旭日生命の専務取締役で同会社を一人で切回してをるといはれる岩川與吉氏も既に検事局から召喚状が発せられ, 更に旭日と関係ある共同生命の玉屋時次郎氏も二日中には検事局に召喚取調べを見る模様である。なほ小口今朝吉氏が背任罪と目せられる点は旭日生命が社財として持ってゐた国債その他約二百万株の優良有価証券を巧みに同氏が長野県諏訪郡岡谷に本拠をおく山十製絲株式会社の財政窮乏を救ふため, 同社の不良株と取換へてそれを旭日の方へ持ち込み, 遂に旭日の財政を回復不能にまで陥れ, 更に一方同社の専務取締役岩川

1) 同様に頻出する資料・新聞は『日本金融史資料』は資, 『昭和二年三月十五日以後休業銀行調』(大蔵省, 昭和3年)は休, 『広島銀行創業百年史』はH, 『日本全国諸会社役員録』は諸, 『銀行会社要録』は要, 『帝国銀行会社要録』は帝, 『全国株主要覧』は株, 『日本紳士録』は紳, 『大日本現勢史』は現, 『広島県人物評伝』(大正12年, 広島通信社)は評, 『野口遵翁追想録』は野, 『守屋義之翁追懷録』は守, 『工場生活七十年』(松田重次郎, 昭和26年)は工, 『東京朝日新聞』はA, 『中国新聞』C, 『ダイヤモンド』D, 『芸備日日新聞』G, 『時事新報』J, 『呉新聞』K, 『東京日日新聞』N, 『大阪毎日新聞』O, 『中外商業新報』S, 『東洋経済新報』T, 『保険銀行時報』保と略し, 本文中に略号で示した。

與吉氏などと共謀し、総武その他の銀行乗取策を計画し、之らの個人的の事業資金、運動資金のため社金たる保険金を勝手にいろいろの名義を使って流用して来たものである。しかも最近両氏等は、またまた広島某銀行乗取策を企画し、既に七万株を買収し、東京へ持って来た際、中央生命の問題が起ったので、俄かに計画を中止し、岩川氏がその七万株を携へて急遽広島へ走り、返還しつつある留守中、小口氏の収容を見たものである。なほ岩川氏は佐藤代議士の親友である関係から、小口、玉屋氏など相連続して事業上、親友関係上切っても切れぬ縁より共謀して背任行為を為しつつあったものである。」(S2.7.3K)

この記事は当時不良生保の窮状として盛んに報道された中央紙の記事を要約したもの²⁾のようで、例えば東京朝日は「近頃醜態を暴露した旭日生命と山十製糸の醜関係、それから重役どもが検挙されつつある中央生命、共同生命それに又星一の戦友共済生命など」(S2.6.28A)を「生命保険界の悪玉」「醜団」として旭日、中央、共同各生命、戦友共済の4社「醜団は、ある地方の有力銀行を乗っ取らうとして、その計画が暴露」(S2.6.29A)したとし、「玉屋は共同生命の金を中央生命の佐藤専務、旭日の小口社長等と計って他へ流用し、あるいは共同して互いに自分の会社の金をだし合って銀行の買収等に奔走した」

(S2.7.2A)と報じている。玉屋時次郎(共同生命社長)が旭日生命(以下旭日と略)専「岩川與吉氏などと共謀」した計画を具体的に「総武、芸備その他の銀行乗取策」(S2.7.2A)と特定し、昭和2年6月小口今朝吉(旭日社長)、岩川「両氏等は、またまた広島某銀行乗取策を企て、既に七万株を買収した」(S2.7.2A)と報じられた。旭日を「中村準策氏に於て買収した時、山十組の小口今朝吉とも昵懇となった」(T14.12.27保)玉屋も共同の「社金二百五十余万円を総武銀行、芸備銀行に使用したこと明白」(S2.7.20保)とされた。しかし6月22日中央生命社長の佐藤重遠代議士が「同社の預金約三十

2) 旭日に関しては拙稿「金融恐慌と生保破綻—末期の旭日生命を中心として—」『文研論集』第120号、平成9年9月、生命保険文化研究所ならびに、共同生命、総武銀行に関しては同「生保破綻と投機的経営者—末期の共同生命を中心として—」『九州大学経済学部保険学寄付講座開設十周年記念論文集』平成10年(予)等を参照。

万円を引き出し、勝手に流用した上、更に某製薬会社その他へ不当貸付をなした」(S2.6.27A) 嫌疑で取調べを受けた。「某製薬会社」は星一の星製薬で、中央生命が旭日と共謀して、星に対して戦友株を担保に貸付したものであろう。旭日、共同等の芸備銀行（以下芸銀と略）買占派が7万株を買収直後、佐藤の背任疑惑が発覚、「にはかに計画を中止し、岩川氏がその七万株を携へて広島へ走り、返還の交渉をしつつある留守中、小口氏の収容を見た」(S2.7.2A) のであった。

乗取グループの共同生命は昭和3年6月8日、旭日は8月17日相次いで業務停止処分を受け、他社に契約移転することなく解散した。また入手できた旭日最後の『第十五回事業報告書』明細書には芸銀株の記載がなく、東京の買占側の資料での説明は困難と思われる。そこで本稿では主として芸銀の地元、広島銀行界・財界側の資料により、この芸銀乗取事件の背景を考察することとした。幸いにも広島銀行『創業百年史』は「極力歴史的事実を客観的に述べる」(H, p338) 編纂方針のため、問題の株主総会の紛糾に関しても比較的詳細に記述している。広島財界に関する先行研究も多く、同百年史も監修・指導された故井上洋一郎氏をはじめ、資料面等でお世話になった広島県立図書館・文書館等の関係各位にお礼申し上げたい。なお本稿では役職は頭取(頭)、代表取締役(代)、専務(専)、常務(常)、取締役(取)、監査役(監)、支配人(支)等と略した。

II 広島産業銀行の破綻

県下最初の広島貯蓄銀行は「地方的合同の典型」芸銀統合(大正9年)を推進した県下最大の旧広島銀行(旧広銀)と「分身関係」(T2.12.14J)にあり、緊密な関係の故に過去何回も同時取付にあった。同行が普銀転換・改称した広島産業銀行(以下産銀と略)は「大正十五年六月二十七日株主総会で三百万円増資の決議をなし、新株を」昭和二年二月募集…第一回払込金として四分の一づつ払込」(S3.7.20C)み済で、「過般来増資の計画あり、遠からず実現の運びになってゐた」(S2.4.21C)が、「関東銀行界動揺の余波を受け、本月十日前後から緩慢な取付けに遭って」(S2.4.21C)、「難局に際し重役行員一

同不眠不休極力心血を注ぎて防止に努め」(S2. 4. 23C 産銀休業広告) た。4月19日広島県下で芦品銀行³⁾が休業、「益々客足が繁くなったので十九日午後重役会議を開き」(S2. 4. 21C), 4月20日「金融恐慌に際して広島産業銀行は取付け休業に陥り、これをきっかけに不良貸付け等の内情が一挙に表面化してもはや再起の見込みがたたず」(Hp265), 同行重役は「ここ二昼夜は全くの不眠不休で百方善後策に奔走したが、遂に万策つきて一先づ休業を発表」(S2. 4. 21C) した。休業当時の預金は2,535千円、口数66,847(資25巻, p401)であった。煙谷専は破綻直後に整理に関し「従来も芸銀との間に合併談が持上ったこともあるのであるから、この方針に向って進めて行きたい」(S2. 4. 21C) と語った。

旧産銀と産銀の重役・大株主はほぼ共通で、合併後は芸銀重役・株主となったから、株主権を行使しても芸銀との合併を必死に働きかけた。休業広告でも「銀行保有のもの外に、重役の私財も提供致居候」(S2. 4. 23C) と170万円提供案を示したが、これも元来は芸銀による救済策引出しのための条件提示であった。「重役出捐の百七十万円が全部土地である為めに、かかる場合早急の換金が困難で遂に休業の已むなきに至ったが、整理すれば預金者に迷惑はかけずに済む」(S2. 4. 21C) とした。だが整理は容易に進まず、第1回配当は債権総額3,022,807.5円の1割に止まった。(S3. 12. 2C)

合併予定の「同行(産銀)に対し多額の融資を行っているとの風説」(Hp257)まで流れたため「産銀休業の余波は忽ちにして芸銀に及ぼした」(S2. 4. 21G)が、太田日銀支店長は産銀が「遂に休業を発表するに至ったのは真に遺憾に堪へないが…芸備銀行…は産業銀行の休業の為め不安を感じずべき何等の理由もって居ないし、同銀行の如きは地方銀行として稀に見る堅実な銀行であるから、預金者は安心して可」(S2. 4. 21C 下線は原文も太字) だと両行間の信用連鎖を切離し、産銀には「旧重役及使用人中背任横領ノ罪名ノ下ニ取監セラレタル者アリ、特別融通ヲ受ケテ開業セムトスル計画モ重役ノ頻繁ナル更迭等内部紛

3) 機業家の機関銀行の芦品銀行は本店芦品郡新市町、明治31年設立、資本金50万円、払込34万円、預金額123万円、専梶田昌太郎(芦品製糸代)、昭和6年6月1日解散。

擾ノ為実現シ得サリキ」(休、資25巻、p401)と冷たかった。

2年12月5日産銀重役側は和議開始の申立をなしたが、3年4月現在整理委員の手で内容調査中なるも未解決であり、大蔵省も今後の見込を「資産内容ニ欠陥多キノミナラス和議専門ニ雇入レタル弁護士ノ行衛不明事件アリ、整理ニ一頓挫ヲ来セルヲ以テ今後独立経営ハ困難ナリト認メラル」(休、資25巻、p401)として5月8日業務停止を命じた。5月17日広島地裁で破産宣告を受け(Hp248～9)、海塚新八⁴⁾ら四重役は「三百万円増資による新株式の未払込金二百二十五万円…を徴収するにおいては優に債務を完済」(S3.6.8C)しようと抗告したが、広島地裁は6月6日「増資新株の未払込金はこれを完全に徴収し得ざる事情あること明白」(S3.6.8C)だと棄却した。産銀新株を引き受けた戸田宗三郎(呉服商、可部銀行頭、広島合同貯蓄銀行監)ら八十余名により「新株の申込は事実を反したる言葉を信じた錯誤の申込であるが故に無効である」(S2.6.29C)として払込金返還請求訴訟を起こした動きをさすものと思われる。3年7月19日広島地裁は新株無効、株金返還の原告勝訴の判決を下した。この結果「旧株々主で払込のすんでみない煙谷孝吉、大森布袋吉、本田権平、久保田栄次郎、谷口節諸氏は大痛事」(S3.7.20C)となり、「産銀旧重役は旧株の払込未完了をごま化して新株を募集したことにより、刑事上の責任を負はねばならなくなり、背任および詐欺の犯罪を構成する」(S3.7.20C)ものと報じられた。金融当局や同業者から極めて冷淡な仕打ちをうけた海塚らはやむなく、なりふりかまわず「可部銀行を乗取って行詰れる産業銀行のために手段を講ずる」(S2.7.27K)自力救済に打って出た。この戸田派による産銀新株無効訴訟と、海塚派の戸田の本拠・可部銀揺さぶりは密接に関連していた。先代海塚没後、旧産銀は「役員間でもとかく意思の統一を欠く」(Hp200)と言われ、二代目は産銀破綻直後の2年6月頃自己の「藍経褒章御下賜方の運動」(S3.6.9C)を始めるなど、いささか人望を欠くことも産銀の再

4) 初代は「広島島の渋沢栄一」と言われた屈指の富豪、肥料・糸物商、山林業、第百四十六国立銀行副頭、広島貯蓄銀行頭、広島綿糸紡績社、広島水力電気、広島電灯、広島呉電力各取。大正2年長男卯三郎が二代目を襲名、広銀頭、産銀頭、産銀破綻後に芸銀取辞任。

建に災いしたようだ。7月30日の産銀総会でも海塚頭は谷口監の病欠を理由に「本日はこれで散会すると述べて、総会を成立せしめず、退場せんとしたところ、株主側は承知せず、その横暴を責め、場内は一時に殺気立って海塚氏の席に殺到し頗る不穏の空気を醸出」(S2.7.31K)、満場一致で海塚頭の不信任を決議したほどであった。産銀の預金者委員では産銀の新経営者として飯島哲郎⁵⁾に引受方を要請したが拒絶され、新たに二階堂三郎左衛門を推す意見も出たが、「現重役と因縁あるものは一切困ると毛嫌ひ」(S2.7.10K)されたという。谷口節⁷⁾が主宰していた広島信託の後身・中外商事が不良債権処理に苦しみ、借入金の整理を関係の深かった「芸備、産業の両銀行に対し…懇願を重ね」(S2.6.21C)ていた最中に産銀が破綻するや、芸銀は中外商事に対して2年8月下旬、突如破産の申立を行い⁸⁾、また産銀直系の東洋コルク工業(現マツダ)松田重次郎社長の3万円借入懇願に対しても芸銀柳父昌一「専務はにやりと笑っただけで、貸そうとは返事してくれない」(工p138)で、野口遵保証という⁹⁾難題を要求するなど産銀系統の企業には概して厳しい態度で臨んだ。後に芸銀

-
- 5) 飯島哲郎は広島市小町、広島物産取。反対派開催の芸銀総会での重役候補者(S3.8.6C)。
 - 6) 二階堂は大竹、広島県農銀取、旧広銀大株主。飯島同様に芸銀重役候補に推された。
 - 7) 谷口節は大倉組広島支店勤務後独立し軍の御用商人となり、旧広銀監・取・副頭→芸銀取、産銀監、広島信託社、広島合同貯蓄銀行取、広島米取引所監、広島株式取引所理、中国商業銀行頭、広島木材代取、広島電機製作所取、広島倉庫運送取、芸備電気取、広島電気取、日本麻紡織取、防石鉄道監、播電鉄道発取など十数社に関係した。なお芸銀が64.7万円融資していた播州水力電気の財団を谷口名義で競落(14年1月17日大臣認可)、6月11日谷口個人経営の同鉄道一切を新設の自己競落会社・播電鉄道(芸銀32,390株保有、谷口も取、6月26日辞任)へ譲渡するなど破綻先の処理にも深く関与した。(別稿を予定)
 - 8) 中外商事『第16期清算事務報告書』、旧広島信託は明治44年10月広島県安佐郡三篠町に資本金5万円で設立。大正9年2月設立の広島信託は12年の信託業法の認可会社とはならず(麻島昭一『日本信託業発展史』昭和44年、p77、p154)、中外商事に転換後解散した。
 - 9) 日本窒素肥料社の野口遵「翁は広島に於ては…広島電灯に関するの外、出雲電気を再び経営し、且つ芸備鉄道、東洋工業等の諸会社を援助した」(野p21)が、玉屋時次郎が失脚後の共同生命には「広島市の資産家野村、松浦の両氏が出資する事となり、現平賀社長より(共同生命保険)会社の譲渡を受け」(S3.6.20保)る約束が交わされた。この「広島市の資産家野村」とは野口遵の誤りではないかと思われる。

と愛媛三行との合併反対派に飯島、二階堂ら産銀預金者から産銀新重役に推された人物も参加して、「不純不合理なる…合併案の撤回を要求」(S3.7.15C)した際、「県外の銀行を救済するのであったら、何故(広島)産業銀行の如き郷土銀行を救済しなかったか」(S3.7.12C)と主張した点も、芸銀が予て公言して来た「創立の趣旨」¹⁰⁾に背き、産銀側の度重なる救済要請を拒否した芸銀への遺恨の情が合併反対派の主張に引継がれた証拠と考えられる。また反対派の中心・松浦泰次郎も広島信託役員会で谷口、海塚、煙谷らと同席していた。

III 芸備銀行乗取事件

1. 産銀系重役の芸銀持株の流出

かくて破綻した産銀役員らの芸銀株は当然に処分される運命となり、旧広銀として合同の当初段階から参加した芸銀安定株主層の一角が崩壊し、ここに冒頭に紹介した芸銀事件の原因が生じたと考えられる。次の地元新聞記事は事件の隠された深層部分に相当に迫っていると思われる。「広島財界の大立者松浦泰次郎氏は去る十三日突如警視庁へ出頭を命ぜられた。それがため世間に幾多の揣摩臆測が行はれたが、事の起りは予て背任罪の嫌疑をもって警視庁の取調べを受けつつあった旭日生命の岩川専務が社金で芸備銀行株を買収したことに端緒を發したもので、岩川専務は神戸市の西川末吉氏から二万二千株を手に入れたものであったが、西川氏は売却の際、一株当たり五円の利鞘を取ってをり、且つその所有株も松浦氏と共同所有の内約があったので、松浦氏を参考人として取調べる必要が生じたものらしく、その結果事情が明白となり同氏は二十六日帰広した。元来西川名義の株式は双方合意にあらざれば売却することの出来ぬことになってをり、万一違約した場合には一株につき十円づつの違約金を出すことの内約があったものであるが、西川氏が松浦氏に無断で売却したため松

10) 芸銀はかねて新聞広告で「先年京阪地方の銀行の不穩の報伝はると共に…即座に必要な資金を準備し以て幾多の土着銀行の準備の請求に応じ、能く不祥事を見るに至らざらしめざりし」(T13.8.28C)として「県下幾多の土着銀行の後援」を「事業上の指導者たる大責任」と公言して来た。

浦氏は内約通り藤井弁護士を代理として西川氏から預かってゐた十五万円と相殺することにしたのであったが、これを材料として松浦氏の手から芸銀株の大部分を安価に買取らうとする黒幕が策動したものらしく、遂に予期せざる迷惑を被らしめたが、松浦氏は断乎としてその所有株を売却しないことを声明したので問題はここに解決を告げたのであると」(S2. 7. 28C)

[表—1] に見るように元年12月期と、4月20日産銀休業後の2年6月期との大株主の変化を見ると、海塚の6,000減を始め、久保田栄次郎478減、さらに産銀8,317、海塚一族名義3,255(辰次郎ほか5名)、煙谷740等は全く姿を消し、少なくとも2万株が処分されたことになる。これに対しこの間旭日¹¹⁾10,000、岩川與助(旭日専、元年12月期に150株だけ名義書換済)7,000、西川末吉¹²⁾7,000、計24,000株が全く新規に登場した。このほか元年12月期に野口遵の36,783を継承したと見られる松浦商店(社長松浦泰次郎、経歴は後述)も39,106から50,067へ10,961株買増した。また後の紛糾総会で会社側株主として活躍する伊藤豊(芸銀営業部長)も元年12月期に10から160株に買増した。

産銀関係者等から流出したと見られる芸銀株の大半は松浦系63,592(松浦商店50,067、松浦個人11,005、坂井勝造2,020、加藤琢郎500の計)と旭日・西川24,000、両派計87,592株となったと考えられる。この八万余株が小口今朝吉、岩川與吉「両氏等は、またまた広島某銀行乗取策を企画し、既に七万株を買取し、東京へ持って来た」(S2. 7. 3K)と報じられた七万株に該当しよう。また「旭日生命の岩川専務が社金で芸備銀行株を買取し…岩川専務は神戸市の西川末吉氏から二万二千株を手に入れた」(S2. 7. 28C)は旭日・西川24,000に相当しよう。西川と松浦は「双方合意にあらざれば売却することの出来ぬ…万

11) 旭日の名義は大木喜福社長となっているが、有名な個人金融業者の「乾新兵衛氏一派入って引受け、大木喜福伯を社長に据へて整理に当たった」(『本邦生命保険業史』昭和8年、p227)結果が反映されたもので、当然に実態は乾の所有と考えられる。

12) 「乾新兵衛支配人」(T15. 1. 15N)たる西川は「替玉」で真正所有者は乾と見られる。

13) 山十製絲、小口は海野福寿「山十製糸株式会社の経営」『横浜開港資料館紀要』1号、昭和58年、拙稿「恐慌期の企業・金融複合破綻と投機的経営者—旭日生命を支配・搾取した山十製絲の破綻を中心に—」『滋賀大学経済学部研究年報』第4巻、平成9年、参照。

| | T15.6 | S1.12 | S2.6 | S3.6 | S3.12 | S4.12 |
|--------------------------|-------|--------|--------|-------|---------|---------|
| (芸銀側株主) | | | | | | |
| 昭和興信 | | | | 0 | ↑53,252 | ↑67,380 |
| ⑥○橋本龍一(尾道地主、66BK 頭吉兵衛長男) | 6,000 | 6,450 | 6,450 | 6,700 | 6,700 | 6,900 |
| ⑬橋本祥吉(尾道) | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| ○福永鉄之助(地主、双三貯蓄銀行頭→芸銀取) | 1,470 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| (名)清和会(代表社員福永鉄之助) | 8,240 | ↓1,000 | ↓0 | | | |
| ⑫島津需吉(三次貯蓄頭→芸銀取、広電取) | 3,000 | 3,500 | 3,500 | 3,550 | 3,550 | ↓0 |
| ○井東茂兵衛(肥料商、広電取、広商→芸銀取) | 1,708 | 1,708 | 1,708 | 1,708 | 1,708 | 1,708 |
| ○柳父昌一(旧角倉取→芸銀取・庶務部長→常) | 1,502 | 1,501 | 1,501 | 1,751 | 1,751 | 1,751 |
| ○伊藤薫三(庄原酒造家、比婆銀行頭→芸銀頭) | 1,080 | 1,080 | 1,080 | | 1,100 | 1,100 |
| 森田福市(土木、日東セメント代昭和興信取) | 2,380 | 2,500 | ↓1,000 | 1,000 | ↓290 | 1,500 |
| 伊藤 豊(芸銀行員→常、戦後開銀監) | 10 | ↑160 | 160 | ↑400 | 430 | 478 |
| (不明・その他) | | | | | | |
| ⑨角倉志朗(上下) | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | ↓0 |
| ⑩土屋 寛 | 5,873 | 4,283 | 4,283 | 4,283 | 4,283 | 4,283 |
| 三宅兼一(本場関戸蚊帳社、瓦電取、三宅派) | 3,237 | 3,237 | ↓0 | | | 0 |
| 神田鐘蔵(神田合名代表社員) | 2,334 | 2,334 | 2,334 | ↓334 | 0 | 0 |
| (産銀系株主) | | | | | | |
| 広島産業銀行 | 8,317 | 8,317 | ↓0 | | | |
| ●■*海塚新八(広銀頭、産銀頭、広島信託取) | 9,618 | 9,618 | ↓3,618 | ↓518 | ↓0 | |
| ■海塚辰次郎(広銀、産銀大株主) | 1,165 | 1,165 | ↓0 | | | |
| その他海塚一族5名計 | 2,090 | 2,090 | ↓0 | | | |
| ▲*谷口 節(広銀副頭、産銀監、広島信託社) | 3,835 | ↓1,278 | 1,274 | ↓274 | ↓129 | |
| ⑭●古川久吉(醤油・酒造業、産銀取、広銀取) | 2,637 | 2,637 | 2,637 | 2,637 | ↓0 | 0 |
| ●久保田栄次郎(醤油醸造業、芸銀監、産銀取) | 1,100 | 1,100 | ↓622 | ↓0 | | |
| ●■*煙谷孝吉(産銀取、広島信託取) | 740 | 740 | ↓0 | | | |

(資料)芸銀『営業報告書』第17～19期「株主氏名及持株表」、『広島銀行百年史』ほかにより作成
(凡例)○印…S3.7時点の芸銀取、△印…芸銀監、★印…反対派の重役候補、●印…T11時点
産銀取、▲印…T11産銀監、■印…T11産銀株主、*印…T11広島信託役員府県名ない
ものは広島県、丸数字はS3.6時点の大株主順位

一違約した場合には一株につき十円づつの違約金を出す」(S2. 7. 28C) という厳格な「共同所有の内約」を締結したほど緊密な間柄で、十五万円超の大金を「松浦氏は…西川氏から預か」(S2. 7. 28C) るという貸借関係にあった。

2. 西川末吉の素性

西川は大阪西区靱(昭和初期の住所は兵庫県武庫郡本山町)の金融業者で「乾新兵衛支配人」(T15. 1. 15N)と称される人物である。信用・対物未詳, 信用・対人普通, 年商未詳, 盛衰 常態(帝S11, 大阪p35)であり, 乾が社長の明治信託50株を保有する。乾の大口債務者である山十製絲も西川の素性をはっきりと「ブローカー¹⁴⁾」と認識し, 彼が「其資金ヲ乾合名会社(又ハ乾新兵衛氏)ヨリ供給ヲ受ケ¹⁵⁾」る事実も承知していた。秘密主義の乾は「関東方面の契約は西川末吉君を替玉に遣ふ¹⁶⁾」ので, ダイヤモンドは西川を三輪某, 綿貫栄, 山本乙五郎, 清水次郎, 「神戸の砂糖屋」ら乾番頭中の「頭梁」「代表的のもの」, 養子・乾鼎一の「軍師」, 乾と債務者間に介在する「狂言師」と位置づけ, 「頭のいい男ではないが, 人をチャームする力を以て居る。特に乾を感動させるには妙を得て居る…天分の魅力を以て口説くものぢゃから直ぐ乾が参って了ふ」

(S6. 6. 21D)と評する。西川は政友会総裁田中義一大将への三百万円貸付事件¹⁸⁾でも, 「相手がよいからやって見る」(T15. 3. 13S)と判断後, 田中, 乾

14) 明治信託『第二十六期営業報告書』p11。

15) 西川からの借入は「日歩五銭」以上の高利資金に分類され, 金額は4.8万円, 金利は実に日歩13銭1厘であった。(「銀行以外の債務の性質, 債権者の素性調査」横浜開港資料館所蔵『山十製絲文書』S5—34) 山十の場合, 同社東京出張所扱で2口, 3.5万円, 大阪出張所扱で1口5万円の西川名義の借入が存在した。(「昭和三年一月三十一日現在 支払手形明細書」『山十製絲文書』S3—4) 大正12年12月に発生した西川への仮払金(大阪出張所分)201.5万円に関して「西川氏ハ此ノ債務存在セズト云フ」(「仮払金明細」『山十製絲文書』S5—17)と係争中であつたことが判明する。それにもかかわらず, 藤田秀雄山十社長は昭和4年7月西川宛に「貴殿ガ旭日生命保険会社ニ対スル当社債務ヲ全減セシムル為メ, 金七十万円ヲ御支出下サルニ付キ…不動産ヲ貴殿ノ為メ三番抵当ヲ為スニ要スル委任状」(「念書」前掲『山十製絲文書』S4—69)を差出す始末であつた。

16) 「念書」前掲『山十製絲文書』S4—69。

17) 石山賢吉『庄川問題』昭和7年, p161。

18) 政本合同策が失敗した際「乾氏, 西川と親交ある小田熊吉氏と相談…その顧問たる代議ノ

会談にも同席、手形を要求しようとする乾を抑え、謝状一枚で済ませ、資金授受にも関与した。久原房之助への貸付でも「西川は、今では、乾の番頭と云ふよりも、久原の番頭みたいなもの」(S6.6.21D) になったといわれた。また乾の後妻として「西川が稲垣(満次郎) 未亡人を周旋した」(S6.7.11D) とも言われる。乾の金利が高い理由の一つは「よくない男」である西川ら「番頭が下駄を穿くから」(S6.6.21D) で、乾自身も大口債務者である「飛州木材の平野(増吉) などには、西川とつきあってはいかんと戒めて居る」(S6.6.21D) ほどであった。大正末期に山十の再建に関与した河田大三九¹⁹⁾がメインの安田銀行結城豊太郎副頭取宛「意見書」の中で「曩ニ大分工場買取当時、乾某ヨリ債務付ノ俣ニテ購入スルヤ、西川某ノ甘言ニ乗セラレ、該金円ヲ以テ再ヒ土地会社ノ買取ヲ企テ全然其帰結ヲ誤ルニ至レリ」²⁰⁾と悔やんでいる。

産銀重役の私財提供が「全部土地であるために、かかる場合早急の換金が困難」(S2.4.21C) なほど資金固定化に苦しんでいた産銀は大正13年上期から「借入金、コールマネーに頼る状態となり」(H付p272)、「百万善後策に奔走」(S2.4.21C) し、可部銀等親密行からの調達はもとより高利導入も不可避で、当然に地理的にも近い神戸の乾からの借入の可能性も高いと思われる。破綻時に可部銀が「産業銀行が…提供していた…芸備銀行株を処分」(S2.7.6K) した如く、他の債権者も流動性高く値が張る芸銀株から処分したであろう。西川名義での2年6月期の突然の芸銀株大量取得は当然に乾による担保処分の結果の可能性が高い。用心深い乾が産銀重役陣に対して信用度の低い産銀株でなく、より安全で流通性の高い芸銀株の方を選択して担保徴求し、2年4月20日休業・債務不履行に伴う代物弁済で取得したと考えられる。その換価手段として山十製絲小口今朝吉らに、旭日買取と同様芸銀支配を唆したのではなからうか。小口、岩川らは口説上手の「西川某ノ甘言ニ乗セラレ」芸銀株を「乾某ヨリ債務付ノ俣ニテ購入」したのではないか。その際「西川氏は売却の際、

、土佐藤重遠氏に訊」したが「小田氏は西川に…打ち切りを勧告」(T15.3.13S) した。

19) 第一銀行、日銀を経て住友銀行入行、大正14年同行取退任(前掲海野論文、p83)。

20) 「意見書」前掲『山十製絲文書』T-84。

一株当り五円の利鞘を取」(S 2. 7. 28C) ったが、これこそ介在者である「番頭が下駄を穿く」(S 6. 6. 21D) 私利行為そのものであろう。

3. 松浦泰次郎

前広島商業会議所会頭の松浦は明治5年11月生まれて、26年蚊帳製造業を営み、後に缶詰製造の研究に従事して、31年缶詰製造業を開始した。38年缶詰製造の広島畜産を創立した。(現ま p 7) 40年長兄の加藤多市とともに広島瓦斯設立の中心となり、「山口県金融界の腕利き神田静治外一名と三角同盟を結び、大阪派重役の撃退を策して株式買収に努め、巧妙なる策略と変通自在の凄腕を揮って、其目的を貫徹して自ら常務の椅子に就」(評 p551) いて、長く同社の常を勤めた後、大正8年1月には広島電気軌道と合併した広島瓦斯電軌(瓦電と略)社長となった。(帝 T 5, p190) さらに尾道瓦斯, 呉瓦斯, 福山瓦斯を創立した。松浦商店社長(所得税7732, 営業税248, 紳 T14, p22)のほか、中国護謨, 長門起業炭礦監, 二本松土地社, 広島信託取, 広島合同貯蓄銀行取を兼ねた。また「電気軌道, 製紙, 銀行の各事業会社を興し県下文化の発達に尽す所多く, 亦公共の事に力を惜まず」(現ま p 7), 都市計画関係の公職等を歴任した。彼の評伝は「赤手空拳より起りて今日の大をなした…立志伝中の逸品」として「由来広島には所謂財閥なるものがあって、財閥を離れては到底事業界に雄躍することは不可能状態に在った、然るにこの財閥の関係を破ったのは君である。即ち君は財閥とは何等の交渉もなく…広島実業界を代表し、其奮闘振りは斯界の奇績として、広島実業発達史の奇彩」(評 p552) と広島財界主流(=財閥)から疎外されたアウトサイダー性を強調する。中村峯夫(芸備鉄道支→社)も芸鉄「支配人たりし時、広島財閥の乗っ取り開始せらるるや、(野口は)交友久しからざりし僕を援護する為、芸鉄株を買占め」(野 p394) たと野口=中村派が抗争した乗取相手を同じく「広島財閥」と形容する。

広電取島津需吉は瓦電の「社長松浦泰次郎氏一派は隙さへあれば、我が広電の供給区域へ食い入って電気供給事業を営まんとする野心を持って居た」(守 p 328) と松浦の野心を暴露している。このように松浦はライバル会社から時に手段を選ばぬ野心家として畏怖の念を以て恐れられた、「邁進猪突して徹底又

餘蘊なく、其智謀画策は広陵事業界の驚異」(評 p552)でもあったが、「(広島)電気、三宅の両派に包囲され…不幸にして敗績を余儀なくした」(評 p552)結果、「遂に却って今日の頓挫を招来…今や瓦斯電軌社長を辞し、大星墜地の感に禁じえない」(評 p553)と同情されている。「併し此俟終る君でもなからうからいづれ…一芸当打つに相違なからう」(評 p553)との期待どおり、松浦は捲土重来、起死回生策として広島財界の主流派の牙城と目される芸銀に買占めの手を延ばした可能性もあろう。昭和2年1月松浦は坂井勝造²¹⁾を芸銀監に推薦した。(Hp266)また長兄加藤多市(評 p27)の養子となった実子の加藤琢郎(現 p ま 7, 東邦工業取)名義でも芸銀株3千株を保有した。共同所有の内約を結んだ松浦と乾・西川との接点は未詳だが、深田の可部銀「三千百株は五万五千円の担保として松浦泰次郎氏の手へ渡ってゐた」(S 2. 7. 27K)事実からみて松浦も証券担保金融を手掛けており、貸金業者間の接触もありえよう。また「乾の番頭」を自称した玉屋時次郎が失脚後の共同生命は「広島市の資産家野村、松浦の両氏が出資する事となり、現平賀社長より会社の譲渡を受け」(S 3. 6. 20保)る約束が交わされた。この「広島市の資産家野村」とは野口遵の誤りではないかと思われるが、もう一人「広島市の資産家…松浦」は明らかに松浦泰次郎であろう。「乾の番頭」玉屋が散々に食い散らした悪名高い共同生命の、いわくつきの玉屋持株を恐れる様子なく買取りを申出た松浦も相当な人物である。彼と乾の奇妙な同盟関係も、旭日を渡辺から買取った山十・小口今朝吉と乾との関係に酷似しているように思われる。

以下は単なる想像の域を出ないが、資産家である松浦も買占めた芸銀株を短期間に「当人の資金繰りの逼迫により…安黒一枝」(Hp289)等に売却を余儀なくされており、場合によっては乾あたりから借入の可能性も否定できまい。もし両者間にも大口貸借関係ありと仮定すると共同所有の内約や、15万円超もの大金を松浦が西川から預かっていた説明は極めて容易となる。乾が北陸の綿貫²²⁾栄と同様、大口顧客の松浦を広島地区ブローカーとして遇したら、乾がダミー

21) 坂井勝造は松浦義弟(妻マツ弟)、瓦電取、東邦工業取、所得税270円(紳 T14, p27)。

22) 綿貫栄は砺波鉄道入社後、大和海運取、飛州木材専、大越商会取。加越鉄道取として乾ノ

として松浦名義を仮用した可能性もあろう。もし松浦側に乾などの高利資金を導入せざるを得ない資金事情²³⁾があったとすれば、資金源確保上も芸銀買占動機が働いたとも考えられる。そうだとすれば、芸銀株「共同所有の内約」も当初から乾側による、美味そうなエサの獲得を互いに競い合わせて、値段を大幅に吊り上げるという、巧妙な債務者操縦の一環として捉えることが出来よう。

4. 愛媛三行合併案を巡る芸銀総会紛糾

Iの冒頭に紹介した芸銀株買占の発端を報じた2年7月3日『呉新聞』記事には「広島某銀行常務の談 右について広島土着銀行の某常務は語る。当時そのやうな気配がないでもなかった。無論われわれもそれを感知してみたが、問題は余り進展を見るに至らず、遂に表面にも現はれるまでに至らずして挫折して了った云々」(S2.7.3K)との芸備銀行側のコメントが付されている。このように買占の影響は約1年間「表面にも現はれるまでに至らず」潜伏状態にあったが、そのまま「挫折して了った」わけではなく3年7月突如表面化した。

7月7日芸銀は「密接ノ関係ヲ有スル愛媛県ニ向ッテ新ニ地盤ヲ開拓スルノ要アルヲ認メ」(3年7月7日株主宛塩川頭の合併趣意書)、同県内の3行との合併談を進めた。急遽7月18日開催の株主総会に合併案を付議することとし、大株主の松浦らの了承を求めつつあった。しかし松浦は7月5日突然新聞紙上で芸銀の愛媛3行との合併への反対を表明し、わざわざ遠方の大阪の藤井清治²⁴⁾弁護士をも駆使して合併反対運動を展開した。「大阪の某通信社興信部長という人物もまたこれに呼応して合併反対の文書を送付し、以後、両者は相提携して合併反対運動を推進した…松浦側の合併反対運動はますます激しさを加え、各地で反対演説会を開催し、あるいは株主宛に合併反対の文書を送付し、さらに

、から個人保証で借金したことを契機に乾の「準番頭」格、「立派な乾の金融ブローカー」(石山賢吉『庄川問題』昭和7年、p148～p208)となったといわれる。

23) たとえば野口と同様広島財界での一匹狼的存在や、銀行の嫌う買占行動の連発などか。

24) 藤井清治は大正8年弁護士開業(『帝国信用録』S11, p194)、岸本知事とのトップ会談にも反対派代表格として参加した。(S3.8.6C) 藤井が「乾家の弁護士」(S2.11.29中外)である児玉保(東京)や、「乾家の顧問弁護士」日笠豊(鶴栖登里「乾新兵衛とはどんな男か—典型的金貸気質—」『話』昭和9年11月、p22)のような関係にあったかは未詳。

はこのピラを愛媛県内にも撒布するなどの強硬な反対運動を続けた」(Hp283～4) という。「大阪の某通信社興信部長」の正体は不明だが、大阪の弁護士同様何やら大阪の大株主西川の影が感じられる。

反対派が当日に別途開催した芸銀総会で松浦、坂井とともに重役候補者(S3.8.6C, カッコ内は3年6月期持株)となった瀬川鉄丸(河原町, 瀬川倉庫社, 広島土地建物副社1, 121), 沢原俊雄(呉, 地主, 広島合同貯蓄銀行頭56), 二階堂三郎左衛門(大竹, 広島県農工銀行取100), 角倉博佐(上下, 旧角倉銀行代3, 844), 土居通憲(津山, 山陽銀行頭6, 000), 原田有恒(三津1, 131), 永井貢(広島, 5, 450), 飯島哲郎(小町, 広島物産取580), 高野一步(堀川町, 弁護士, 広島土地建物社70)らが合併反対に加わった主な地元の有力メンバーで9名の計は約1.8万株にすぎず、当然ながら乾・西川側の加勢が重要と見られる。3年7月の総会直前時点では合併派約14万株に対して、非合併派は約15万株、不明約7千株の分布と報道された。(S3.7.27C) しかし8月5日の継続総会では芸銀伊藤豊営業部長は「私は十五万六千株の委任を受けてをります」(S3.8.6C) と胸を張り、非合併派総会では現重役解任決議を「十六万八千五百株の過半数で可決」(S3.8.6C) したので両派ほぼ互角であった。松浦側の最終条件は①松浦の持株を1株25円で買い取ること、②松浦の指名する者2名を役員に選任すること、③合併は3銀行のうち伊予三島銀行と西条銀行の2行のみとする事の3点であった。当時芸銀株式の時価(1株の額面50円, 払込12円50銭)は18円前後であり、1株25円は時価の約4割増しという「問題にならぬ要求」(Hp285)として、芸銀側が拒否した。『百年史』では松浦側は法外な要求を出したとするが、③の愛媛銀行排除要求に関しては「愛媛銀行の不良債権についてはその整理を目的とする別会社²⁶⁾を設立して回収に当らせた。しかし、深刻な不況の続く中で整理も容易にすまず…引き継いだ債権にはす

25) 例えば北区堂島の大坂商業通信社, 東区今橋の大坂帝国通信社等の自称興信業者か。

26) 昭和興信は本店双三郡吉舎町, 資本金100万円, 昭和10年役員は代取橋本龍一芸銀頭, 代取福永鉄之助芸銀常監, 取加計正文芸銀加計支店長, 藤井興市右衛門, 森田福市, 監金田栄太郎芸銀取, 井東茂兵衛芸銀取, 三上富五郎芸銀監・経理部長と身内で固めた。

べて旧銀行役員の個人保証がつけられ…保証の実行をめぐる愛媛銀行の旧役員との間に訴訟問題が発生し、その解決には数年の歳月を要した」(Hp290)と松浦側の主張もある程度は正しかったことを裏付けている。

広島県知事らが対立する両者の調停に乗出したのも、当事件のただならぬ背景を熟知していたためでもあろう。総会前日まで広島県「知事は松浦に対し昨夜深更に至る迄説得に努め、今日も尚ほ勧告したるも、同人は種々条件を提出し一向取止めもなく…知事も遂に万策尽き²⁷⁾」、知事による必死の調停も決裂した。日銀支店長は総会の様子を「総会ハ定刻ヨリ遅レルコト3時間半、午後4時半開会、反対派ハ大暴レニ荒レ、議場喧擾ヲ極メ、格闘ヲ演スル始末ナリシモ、反対派ノ延期説破レ、混乱裡ニ合併案ハ辛クモ可決セラレタリ²⁸⁾」と審査部に報告している。議長退席後、反対派はなおも仮議長を選出し、新重役の選任、合併案の否決等、総会を続行しようとはかったが、午後6時半「治安警察法ニ依リ解散ヲ命ゼラレ²⁹⁾」、²⁹⁾「賛否の意見が相次ぎ、熱気を帯びた」(Hp285)総会もようやく幕となった。合併反対運動の特色は①大阪の某と呼応、②各地で反対演説会を開催、③株主宛に合併反対の文書を送付、④合併反対のビラを愛媛県内にも撒布、⑤持株を1株25円で買い取ることを要求、⑥松浦の指名する者2名を役員に選任することを要求、⑦合併相手から愛媛銀行の排除を要求、⑧総会では「大暴レニ荒レ、議場喧擾ヲ極メ、格闘ヲ演スル」、⑨総会終了後も仮議長を選出し、新重役の選任、合併案の否決等、総会を続行、⑩株主総会決議不³⁰⁾存在確認請求の訴訟を提起、⑪その他数件の訴訟を継続、⑫総じて「事を構

27) 28) 29) 昭和3年8月5日日本銀行審査部宛広島支店長報告書。

30) 訴訟を起こしたのは八百常蔵(8月22日提訴, 12月19日取下, 芸銀京橋支店扱株主, 百株), 古川浩(8月21日提訴, 昭和4年1月31日棄却, 3月10日控訴, 昭和4年1月12日別件提訴, その後も棄却, 控訴を繰返した大阪株主, 3株), 多賀一二(9月6日提訴), 能美謙作(昭和4年1月12日提訴, 銀山町支店扱, 50株), 藤井清治(昭和4年2月7日提訴, 大阪市東区, 弁護士, 大正8年開業, 『帝国信用録』S11, p194, 100株)などであるが、藤井以外の職業等は未詳。12月19日取下の八百常蔵は「彼の所有株式の譲渡成立とともに訴訟を取り下げ」(H, p289)た松浦のダミーと見られるが、他の株主の背景は不明。なお古川浩が4年頃、株を引取ったと推定される1株株主の「大日本正義団主盟」を名乗る酒井栄蔵、同じく「酒井栄蔵とは三十年來親交あり現に同団相談役として大阪本部に重きを

えて何らかの利益を得よう」(Hp289) との行動で貫徹しており、某通信社の内部情報、マスコミ、総会屋、顧問弁護士の多面的な駆使・活用など、大掛りなプロ集団が背後に存在したことを暗示している。松浦が一方の主役を演じた瓦電騒動の時も島津需吉は「此の大紛擾の最中松浦派は盛んに暴力団を使役して相手方を劫かし、殊に守屋君に対する威喝脅迫は実に甚だしく、警察署長からも身の危険を告げて警戒を促された」(守 p329) と回顧する。当事件の意味は資金難に陥った破綻寸前の借手にハイリスクを覚悟して融資を敢行する手口は高利貸しそのものであり、融資の真の目的が担保に徴求した銀行・生保等の支配株の奪取にあり、さらにその銀行・生保等の関係事業の完全支配を最終目標とする、彼らの戦略の一端が暴露されたものと考えられる。

警戒を強めていた当局も「治安警察法ニ依り解散ヲ命」じ、ほぼ同時(昭和3年8月17日)に、相呼応するかのように商工省も旭日の免許取消処分を発表しており、旭日処分と芸銀事件との間に、なんらかの因果関係の存在が推定される。松浦らの乗取に起因する「当行始まって以来の紛糾」(Hp288) に対して、芸銀の全役員の発起により3年8月23日「有価証券所有及利用」(諸 S10, 下 p435) を目的とする昭和興信が設立された。昭和興信は3年12月末では53,252株保有する芸銀の筆頭株主で、松浦商店10,812株(3位)を大きく引き離した。³¹⁾「同社はもっぱら当行浮動株の吸収につとめ3年末には早くも5万8126株、4年末には6万7380株を保有するに至」(Hp288) り、防戦に成功した。また松浦の株は「当人の資金繰りの逼迫により、株主総会終了前の名義書替停止期間中から引受先を既に物色中であつたが結局、岡山の安黒一枝がそのうちの3万株を譲り受け」(Hp289) た。松浦が昭和2年1月芸銀監に推薦した坂井勝造も昭和4年1月満期退任した。(Hp266) 津山の安黒一枝は松浦からの3万株と従前の持株2100株を合わせて32,100株の大株主として、昭和4年1月芸銀

ゝ成す」(『財界二千五百人集』昭和9年, p372) 藤井照千代、土井高一郎の1株株主は芸銀自己競落会社たる播電鉄道の会、専、社を兼ねる特殊なタイプの株主かと推定される。

31) 芸銀『第十七期営業報告書』p1。

32) 山陽銀行取。同行頭は反対派に加わった芸備8,000株の大株主たる土居通憲。

取に就任したが、「就任6か月後の7月には取締役を退任した」(Hp266)。反対派は「延会の終了後相次いで『株主総会決議不存在確認請求』の訴訟を提起した」(Hp289)が、松浦は持株譲渡とともに関連訴訟を取下げた。他派はなお訴訟を継続したが裁判の結果全て棄却され『百年史』は「その後再び株主総会の混乱を見ることはなかった」(Hp289)と強調する。

主要株主の持株動向を見ると〔表—1〕の通り、まず2位西川末吉11,525は2,025まで9,500も激減した。4位旭日10,000と、5位岩川與助7,000は全く姿を消した。8位永井貢5,450, 9位角倉志朗4,500, 11位角倉博佐3,844, 12位島津需吉3,550, 13位島津勝之助後見人・角倉博佐2,800, 14位古川久吉2,637株はいずれも芸銀との因縁もあり、昭和興信へ譲渡されたものと推定される。この間、昭和興信は53,252株, 58,126株, 67,380株と每期著増した。残りの6位橋本龍一6,700, 7位土居通憲(山陽銀行頭)6,000は微増, 10位土屋寛4,283, 15位野口連2,150, 16位橋本祥吉(尾道)2,000は不変であった。

しかし安黒持株のうち3万株は4年12月末、『全国株主年鑑』等にも該当なく正体不明の西山茂幹(東京)名義を経て、「渡辺系」人脈に繋がる横浜生命社長鈴木寅彦³³⁾(3.5万株)が継承し、再度「芸備銀行乗取り」(S7.7.1D)を策したが、安定化策が完備済で失敗したと見られる。元「渡辺系」旭日といい、さらにまた元「渡辺系」鈴木寅彦と、「渡辺系」との因縁が尽きず、よほど芸銀はこうした投機的資本家連中にとって妖しい魅力があったのであろうか。

33) ダイヤモンドは昭和6年に横浜生命の経営を板谷財閥から継承し、社長に就任した鈴木寅彦(福島県選出代議士、旧渡辺系企業多数に関与)の不始末として「某銀行を通じての不良貸付問題」と「芸備銀行乗取り失敗の顛末」(S7.7.1D)等を列挙し、「某銀行を通じての不良貸付問題である。某銀行とは銀座辺に本店を置く小銀行である。鈴木氏一派はこの銀行に横浜生命の財産五十万円を預金し、他方銀行側から多額の貸付をなさしめた。その貸付たるや純然たる預金の盪回しである。鈴木氏の選挙費もこれから出たといはれてゐる。その他の事件は今姑く記述を差控える」(S7.7.1D)とするに止める。6年末に3.5万株を保有し、芸銀2位の大株主であった横浜生命は7年6月1日資産運用に関し拘束命令を受けたが、「横浜生命を土台にして事業界への再進出を企てた」(S7.7.1D)鈴木が芸銀乗取に加担し、失敗したことがうかがえる。なお横浜生命専の安田弘(鈴木失脚後、5千株の筆頭株主たる十五銀行取・山中勇とともにに選任、1850株の第2位株主)は大正15年3月山十製絲取となったが12月15日病氣辞任した人物。

IV むすびにかえて（広島財界の派閥性）

広島財界ではこうした株主総会紛糾は珍しくなく、可部銀行でも昭和2年8月の総会で海塚派と戸田宗三郎派により、それぞれ「二時間ちがひで二つの総会が開かれる」(S2.7.17C)など激しく対立して「芸鉄騒動の二の舞を演じ」(S2.7.17C)、「広陵財界および政界の暗黒面を暴露」(S3.6.9C)した。また煙谷孝吉、松田重次郎らが参画している日本冷蔵海運（資本金50万円、社長鈴木峰次郎）でも「茲二三年は総会に紛擾は殆んど付き物の如き觀を呈した」(T13.6.19C)とされる。こうした総会の紛糾が広島で頻発した背景の一つに広島財界の派閥性を挙げることが出来よう。派閥性の一例として大正14年夏、野口達が「広島財閥の乗っ取り開始せらるるや…芸鉄株を買占め」(野 p394)たことに端を発する有名な芸鉄騒動の中村、熊己義憲³⁴⁾両派對立に際し中立的な「株主有志によって組織せる中和会」(T14.7.18C)でさえ会長、副会長等を選出し、両派による委任状争奪戦に当たって「同会の態度等種々協議し…決議」(T14.7.18C)するなど、一致した派閥的行動を取っている。瓦電の主流派として、松浦を駆逐した三宅兼一³⁶⁾を中心とする三宅派を取り上げると、「松浦、三宅の両者対立時代から、匿名組合の如きもので春秋会といふのがあった、その会員はすべて友人関係で利害をともにするといふ申合わせ」(S3.12.4C)が存在し、「たとえば株を買入れるといふことなども、この七人が相談して実行することになってゐる」(S3.12.4C)とされた。メンバー相互間も、たとえば今田庫吉と倉本とは「先代以来親交のあった」(S3.12.2C)間柄であり、「今田(庫吉)氏も三宅氏も民政系の人物であり、いはば早速直属の人」(S3.11.28C)であった。これに対して三宅派と瓦電等で激突した松浦は「片足を³⁷⁾

34) 熊己義憲は双三郡八次村資産家、三次貯蓄銀行取→芸銀監、三次銀行副頭、広電取。

35) 大阪でも明治20～30年代には派閥的な共同投資集団の鼎立が見られた。（拙稿「日本生命創業者人脈と弘世、岡橋、片岡らの共同投資行動—証券引受機能の集团的發揮—」作道洋太郎編『近代大阪の企業者活動』平成9年、思文閣出版、参照）。

36) 三宅兼一は本場関戸蚊帳社、瓦電取、日之出足袋取、山三運送取、太田川製鉄取、三宅商会代。

政治界に踏み込み、代議士を早速整爾と競った」(評, p552) 政敵でもあった。今田は「早速氏没後は野口氏と結びついて、その進出の先案内となり」(S3.11.28C), 「野口氏とは事業の上から見て親分乾児といふ地位にある」(S3.12.4C), 「野口系の人として目されてゐる」(S3.11.27C) とされる。「広島実業界には政党的色彩が濃厚に浸潤してゐる」(S3.11.28C) ので、松浦自身「政友会を背景として実業界の勢力的中心点たらん」(評, p552) と志向し、谷口節も立場上は「松浦を…援助すべきを約し」(T9.7.230) たように、広島財界の各派閥には政治的背景が絡んで、さらに複雑な重層構造になっていたと考えられる。そして総会乗切策、乗取防止策として考案されたのが昭和3年4月設立の協和証券(資本金75万円)なる三宅派による瓦電の持株会社であり、芸銀の「上流型」持株会社たる昭和興信も同様な排他的バリアーであった。こうしたバリアーのない時期の芸銀は広島財界の派閥性もあって、投機的資本家が付込む隙が大いにあったといえよう。大正バブル期に関係事業を拡大しすぎて「長年にわたる放漫貸出」(H付p272)により産銀を破綻させた海塚一族らを、東京渡辺銀行の渡辺一族、山十製絲の小口一族らと同列に見做すと、芸銀は渡辺一族にとっての渡辺倉庫、小口一族にとっての山十土地と同様に、投機的資本家相手にハイリスクの資金を供給する高利貸にとっては格好の優良担保と映るであろう。渡辺倉庫が長い法廷闘争の末に乾の手に落ちたと同様に、芸銀もあと一步で渡辺倉庫、山十土地と同じ運命が待っていたかも知れない。乾やその番頭・大口顧客等に支配された金融機関が如何なる搾取を受けるかは、旭日、共同両生保の破綻、³⁸⁾ 総武銀行、千葉無尽等での深刻な打撃に明らかであろう。(なお本稿は平成9年度(勸)陵水学術後援会研究助成による成果の一部である。)

37) 広電社長守屋義之は当時瓦電「重役間には所謂松浦派と三宅派とが軋轢して、互に排撃紛争を事として居たから、我が社<=広電>は直ちに同社の株式約四万株を買ひ集めて三宅派と提携し、幾多の波乱を経て結局妥協を了し」(守 p328), 大正12年松浦辞任で解決を見たが、「此の時にも紛擾中途、広電の重役を殴れとか、守屋を斃せとか、極めて不穩の流言風説が高くなりましたので、皆様から身辺の注意を受けた事も数次ありまして、悲壯の感があります」(守 p367) と回顧する。

38) 前掲「生保破綻と投機的経営者—末期の共同生命を中心として—」等を参照。

A Local Bank Take-over by Speculative Capitalists Groups : Concerning with the Disturbance of Stockholders' Meeting on the Geibi Bank

Isao Ogawa

The Geibi Bank was established in 1920 by merger of seven local banks at Hiroshima prefecture. The Inui & Co., notorious loan shark, did a large amount of collateral loans on stocks of the Geibi Bank to the directors of the Hiroshima Sangyo Bank. But the Sangyo Bank went bankrupt during the Financial Panic of 1927. Then the Inui & Co. bade in the controllable stocks of the Geibi Bank as the collateral. The Kyokujitsu Life Insurance Co., Ltd. purchased these stocks from S. Nishikawa, a top agent of Inui. Probably, K. Oguchi, president of the Kyokujitsu wanted to exploit a large amount of loans & investments from the new subsidiary bank to his own spinning company, the Yamaju Spinning Co., Ltd. for extreme shortage of cash flow. Their another partner, T. Matsuura was a local capitalist in Hiroshima. He was alone against the main stream of Hiroshima business inner circles, so called "Hiroshima Zaibatsu." For this reason, he was forced to resign president of the Hiroshima Gas & Tramway Co., Ltd. in 1923. Thus Matsuura agreed to join the take-over syndicate. In the stockholders' meeting of 1928 on the bank, Matsuura and his partners firmly opposed to merging three local banks at Ehime. In their superficial opinions, they hesitated to merge bad banks. But in their real intentions, they hardly wished to elect their partners to new directors in order to control the bank. The bank was nearly took over, but it had a narrow escape.